

前橋市告示第 1 3 2 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条の 1 7 第 1 項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 4 6 年政令第 3 0 0 号、以下「令」という。）第 1 3 条の 2 に規定する土地の区域を指定区域として下記のとおり指定した。

令和 8 年 3 月 2 3 日

前橋市長 小 川 晶

記

指定区域

指定番号	指定区域の所在地	埋立地の区分
産 - 1	前橋市総社町植野字立石 9 0 6 番	エ

備考 埋立地の区分

ア 令第 1 3 条の 2 第 1 号に規定する埋立地の区域

イ 令第 1 3 条の 2 第 2 号に規定する埋立地の区域

ウ 令第 1 3 条の 2 第 3 号イに規定する埋立地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則（昭和 4 6 年厚生省令第 3 5 号。以下「規則」という。）第 1 2 条の 3 1 第 1 号に規定する埋立地の区域

エ 令第 1 3 条の 2 第 3 号イに規定する埋立地であって、規則第 1 2 条の 3 1 第 2 号に規定する埋立地の区域

オ 令第 1 3 条の 2 第 3 号ロに規定する埋立地であって、規則第 1 2 条の 3 2 に規定する埋立地の区域